

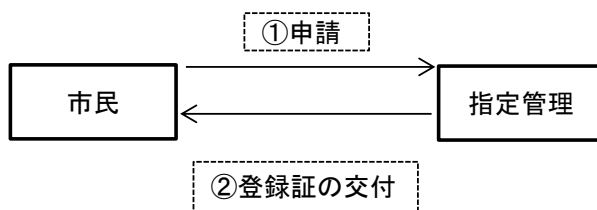
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	団体利用の登録	
処 分 の 概 要	申請に基づいて団体利用の登録を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市青少年センター条例施行規則(平成16年教委規則第11号)	
条 項	第7条第1項	
所 管 課	教育支援センター事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標 準 処 理 期 間	計	3日
判 断 基 準	<p>青少年センター条例施行規則第7条第3項に該当するものの申請であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>松山市青少年センター条例施行規則</p> <p>(団体登録)</p> <p>第7条 個人登録者(中学生及び高校生を除く。以下この条において同じ。)は、教育長の登録を受けることにより、センターを団体で利用することができる。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする団体は、松山市青少年センター団体利用登録申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて教育長に申請しなければならない。</p> <p>3 団体の登録の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個人登録者5人以上で組織された団体であること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める要件に該当すること。</p> <p>4 教育長は、第1項の登録をしたときは、申請者に対して松山市青少年センター団体利用登録証(第4号様式。以下「団体登録証」という。)を交付する。</p> <p>5 団体登録証の交付を受けた団体(以下「団体登録者」という。)は、登録した事項に変更があったとき又は当該団体登録証を破損し、若しくは紛失したときは、速やかに教育長に申し出て、必要な手続きをしなければならない。</p> <p>6 団体登録証の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、年度途中における登録の有効期間は、当該年度の3月31日までとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。